

植栽管理業務についてのお知らせ

市が電子入札で発注する公園や街路等の植栽管理業務委託は、管理技術者を配置することとしています。（管理技術者は、造園施工管理技士又は造園技能士の資格を有する者としていますが、平成27年4月1日以降に通知する指名競争入札から1級造園技能士又は2級造園技能士の資格を有する者となります。）管理技術者の併任、兼任については次のとおりとします。（平成27年4月1日以降は、「管理技術者」の名称を「業務代理人」に変更します。以下、このお知らせでは「業務代理人」を使用します。）

この取扱いは、平成27年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事及び植栽管理業務委託に適用します。

- (1) 植栽管理業務の管理に支障がない場合で、常に連絡が取れる体制を確保し要請があったときは速やかに対応が取れる場合は、複数の植栽管理業務委託の業務代理人になることができる。
- (2) 次の全てを満たす場合、建設工事の現場代理人と植栽管理業務委託の業務代理人と兼任することができる。なお、兼任することができる植栽管理業務委託は、1件とする。
 - ① 建設工事と植栽管理業務委託の発注者が共に佐伯市であること。
 - ② 発注者と常に連絡が取れる体制を確保し、要請があった場合は速やかに対応が取れること。

建設工事の現場代理人と植栽管理業務委託の業務代理人を兼任する場合、次のことに留意すること。

- ① 現場代理人は、当該工事現場又は植栽管理業務委託の業務現場のいずれかに常駐すること。
- ② 受注者は、現場代理人が作業期間中において工事現場を離れる場合は、工事現場の運営・安全管理等を行う連絡員を常駐させること。なお、連絡員は受注者と直接的な雇用関係のあるものとする。
- ③ 施工計画書等の作成においては、連絡員の配置について現場組織表や緊急時の体制連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても植栽管理業務委託の業務代理人と兼任することを考慮した内容とすること。
- ④ 現場代理人の常駐義務の緩和により、建設業法第26条第3項に基づく主任（監理）技術者の専任義務が緩和されるものではない。したがって、現場代理人が当該工事現場において専任の主任（監理）技術者を兼務している場合は、植栽

管理業務委託の業務代理人を兼任することはできない。

- (3) 受注者の代表者が経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者である場合は、その代表者は植栽管理業務委託の業務代理人になることができない。

※ 市が発注する公園や街路等の植栽管理業務委託は、平成 27 年 4 月 1 日以降に通知する指名競争入札から、造園工事の入札参加資格の認定を受け、1 級造園技能士又は 2 級造園技能士の技能検定試験の合格証書を保有する者の配置が可能な業者としています。造園技能士を雇用する場合、市への通知が必要です。

詳しくは、市公式ホームページの市政ガイド、契約・入札関連、新着情報の「植栽管理業務には造園技能士の資格が必要となります。(H27. 4. 1 から適用)」をご覧ください。